

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷一十第

## 論 說

歴史と社會學との關係(一)……………法學博士 財部 靜治

地方税としての地租の課税標準……………法學博士 神戸 正雄

限界的生産力の勞賃説……………法學博士 田島 錦治

農業社會主義的土地改良論者……………法學博士 河田 嗣郎

價值論上のリカルドとマルクス(二)……………經濟學士 堀 經夫

## 時事問題

北支那の飢饉……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

濠太利の貿易と海運……………法學士 小島昌太郎

徳川時代に於ける農本の意義……………法學士 本庄榮治郎

將來の産業的指導者としての日本及び其他の諸國……………法學士 石川 興二

京都市經濟學會第二回講演會記事……………法學士 大森 研造

國大學經濟學會第二回講演會記事……………法學士 汐見 三郎

保險に關する新著紹介……………法學士 小島昌太郎

## 農業社會主義論(二)

河田 嗣 郎

### 三 農業社會主義的土地改良論者

社會主義的土地改良論者の主張が、一般的に生産手段の私有制を廢止するに存し、その第一着手として先づ土地の私有制を廢止せざるべからずとするに反して、農業社會主義的土地改良論者の主張は、生産手段中たゞ土地の私有制を廢止すべしと爲すに存し、土地以外の資本財の私有制に對しては多く顧る所なく、私有的なる資本制は之を維持せんとするのである。

此派の代表者としては、アルフレッド・ラッセル・ワッレース Alfred Russel Wallace を擧げなければならぬ。彼はその農業社會主義的見解をば、一八八二年に著はせる『土地國有—其必要と其目的』Land Nationalisation, its necessity and its aims. 中に於て開陳して居る。

彼も亦地代の私的收得を以て經濟上のあらゆる禍害の根源なりとする者である。即ち彼は近時技術の著大なる進歩の行はれたるに拘らず、一般國民の貧苦が益々増大する原因の何處に存するかを探究し、其根源が土地の私有制に存するを發見した。彼は英國に於ける土地所有制の發達を

歴史的に研究して、何所に於ても土地の私有制は少數者を富まして多數民衆の貧困を齎すものなることを立證した。

ワッレースの思想には自然法的見地も加味されてある。彼は土地に對する各個人の生れ乍らの權利は、土地私有制に依つて傷害せらるゝものと考へた。そして惟ふやう、各人は其生地<sup>7)</sup>に於て永久的なる居住を有つべき自然的權利を有する。若し此權利にして認められずんば、如何にして人々は愛國心を養ひ得やうぞ。加之、土地の一筆を獲るといふことは、人々を奴隸状態より解放して獨立なる地位に置く所以である。

されば各市民は國家に屬する土地の一筆をば占有する權利を享有せなければならぬ。而して此を實行せむが爲めには、其手段はたゞ一あるのみ。總ての土地を國有にすることである。此手段は革命的のものではないけれども、然し隨分根本的なる且つ急進的なるものたるを失はぬ。されど現今禍害は實に根柢深く喰込むで居るから、生まやさしい手段では、之を治平することが出来ぬ。<sup>8)</sup>

斯くワッレースは土地國有論を主張するものであるが、其の國有は土地そのもの、みに限られ、資本の投下に依て成れるもの、即ち建物、垣牆、灌漑排水設備、門戸、私道、樹木等には及ぶべきものでないとして居る。<sup>8)</sup> 尙又その國有論は、國家が土地を全部所有すると同時に又その利用經

7) K. Diehl, a. a. O. S. 74

8) A. Menger, a. a. O. S. 146

營をも自ら行ふべしとするものではない。彼は國營主義と結びつきて離れざる官僚制を思ふが故に斯かることは到底問題にはならぬと考ふる。國家はたゞ土地に對して上級所有權を握り、土地は小作人に依て耕作經營せられなければならぬとするのである。

此の見地よりしてワッレースは土地制度改革の要綱として次の六ヶ條を示して居る。

一、土地所有制は土地占使制 (occupying ownership) に改められなければならぬ。

二、土地占使權は安全にして永續的のものとせられ、占使者が其地を自由に使用することに對して、又彼が其勞働及び投資に依て得たる總ての果實を享受することに對して、何者も之を障礙せざるものとせられなければならぬ。

三、英國内の人民に對しては、各自皆其の個人的占使の爲めに一定の土地が、其の正當なる農業上の價値に於て保障せらるべき制度が設けられなければならぬ。

四、荒蕪地又は未墾地にして開墾に適するものは占使者に依る耕作の爲めに供與せられなければならぬ。

五、土地の占使者には其の占使地の自由なる賣買讓渡が許されなければならぬ。

六、之をして能く實現せしめんが爲めには、又小作は絶対に禁止せられ抵當も亦十分嚴格なる制限を被らなければならぬ。<sup>9)</sup>

さればワッレースの考に依る土地國有制の下に於ける占使制 (occupying ownership) に在つては國有地の占有者又は小作人は所有者(オウナー)ではなくて唯その使持者(キールダー)たるに過ぎぬ。然し彼等が其土地を使用する間は所有者の如くに之を爲すを得るものとする。

そしてワッレースは土地の使用料たる地代と土地小作上の權利とは之を區別して居る。即ち土地の純粹なる價格に對しては小作人は常に國家に向つて地代を支拂ふべきである。反之、前に一言したやうに總ての改良、建物、道路、樹木、籬牆、溝渠其他小作上の權利は小作人の有に歸すべきである。されば土地國有の實行に際しては、十分精細嚴正なる評價の行はるゝを必要とする。

即ち土地制度の改革が公にせられて以後其の實行せらるゝ以前五年乃至十年間に於て、總ての土地は其の全價格に於て評價せられ、同時に又地代を決定するの必要上、土地其物の價格と、小作上の權利を定むる必要上土地改良による價格とが、別々に評價せられなければならない。而して小作上の權利の資本還元價格は國有地の小作人より賠償として從來の地主に辨濟すべきものである。尙又從來の地主は右の外土地に對する其の私有權を失ふことに對しても、賠償を受くべきものとせられる。ワッレースは實に土地私有者に對する土地收用を賠償すべしとする主義を執るのである。即ち地主がその從來の地代收入を失ふことに對する賠償は、國家が其後幾代も引續き従前通りの地代を之に支拂ふことに依て行はるべきものと考ふるのである。併し乍ら小作人が地主に向つて

其の小作上の權利に對する賠償を直接に支拂へるか、然らざれば國家の仲介に依て之を支拂へるか、何れにしても、完全に之を辨濟したる曉には、彼は其地に對する使有權即ち國家所有の下に於ける小作權を獲得するわけである。その場合國家は小作人に其必要とする資金を貸與すべきものとす。而して將來地主階級の發生するを防止せんが爲めには、又、小作を嚴禁すると同時に、國有地小作人が資本主の壓迫を被ることなからしめん爲めには、其の小作權買収に要する資金は、たゞ之を年賦濟崩法に依てのみ借用すべきものと爲し、又そは國家の許可を待て後行ふべきものとするのである。

次に國有地を小作に附する場合に、其の小作地の面積を限定すべきや否やは、問題とならざるを得ない。ワツリースは之に關しては、直接に制限を置くを好まず、或人は十萬エーカーの土地を希望し或人はたゞ十乃至二十エーカーの土地を希望するに過ぎずとも、それは各自がその得たる土地を自作經營するの義務を果す限りは、各自の希望の儘に委すべきものとするのである。然し之に關しては一種の間接の制限が認められる。即ち各市民は地代を支拂ひさへすれば、一筆の土地に對して權利を有すとせらるゝので、其一筆は最小一エーカー最大五エーカーと限られ、此だけの面積を各人が希望する場合には、國家は之を與ふべき義務を有すとせられる。

次に農地の國有と共に市街地は之を地方自治體有(即ち都市有)とすべきものと考へられる。

ワッレースは其の企望するが如き土地制度の改良に依つて、多數の都市住民は田舎に移轉すべきを期待する。従て之が爲めに都市に於ける家屋の代價及び家賃は大に低下すべきを信するのである。併したゞそれだけでは固より不十分だから、總ての家屋の評價を行ひ、土地とは別々に之を評價し、借家人は其の居住する家屋を其の評價々格に於て買収するを得るの權利を認められ、借家人が其の購買を欲せざる場合には、都市が之を買取り、借家人は都市に對して一定の家賃を拂つて之を借用すべきものとせんとするのである。即ち斯くの如くにして都市は漸次に多數の家屋を買得し、之を安價に買手に賣渡すべきものとせんとするのである。尙又都市は公益上——例へば衛生上の理由に依て之を必要とする場合には、家屋をば公用徴收に依て、公の評價々格に於て買得するを得べきものとせなければならぬと主張せられて居る。

ワッレースの見解は夙に一七八二年に著はされたる Ogilvie の *An Essay on the Right of Property in Land* に表はれたる意見とよく似て居ると、ディールは説いて居る。オーグルヴィも亦、自己及び自己の家族の生活上の必要の爲めに農業を營まんとする者は、何人も土地を獲得すべき權利を有し、最高四十二エーカー迄は之を所有し得べきものなるを主張した。而して地主が其の所有地に對して有する權利に就いては、先づ土地の價格に關して左の三様の區別を爲すべきものなりとした。

一、土地の原始的價格即ち土地が其の自然的なる未墾の状態に於て有する價格。二、土地の高められたる價格即ち土地が其の最後の所有者及び其以前の所有者に依て爲されたる改良の結果得たる價格。三、土地の豫定價格即ち土地が將來に於ける改良に依て獲得すべき價格。之である。

而して今土地の所有者の私的權利は、國內の土地全部をば均等に分配して其人の割前となるべき所のものに對しては其の完全なる所有權たるべきものであるが、此の割前を超過する部分に對しては、所有者はたゞ土地の改良に依る價格に對してのみ權利を有し、其の原始的價格と其の豫定價格とに對しては、何等の權利もなく、之等は總て公共團體の有に歸すべきものとするのである。<sup>10)</sup>

總て右に示す所の如きがワッレース其他所謂農業社會主義者の抱懷せる思想及び意見の大様である。彼等は現時の土地私有制を不合理のものとして考へ、其の撤廢を主張する點に於ては集産主義者<sup>コレクティヴィスト</sup>其他の社會主義者や共產主義者の主張する所と異なる所はないが、たゞ此等の農業社會主義者は私有財産制中獨り土地の私有制を以て既往及び現在に於けて經濟上のあらゆる禍害の源と見、從て土地私有制をだに廢止せば、經濟上引いては社會上に於ける多くの禍害は之を除去するを得るものと考ふる點に於て、一般社會主義者と見地を異にし、狹義の農業社會主義者として特色を爲す

10) Ibid. S. 77 ff.



次第である。而して此の主張の下に於ける土地國有論がたゞ土地の所有權をのみ國家の有に移し之を耕作し利用經營する用益權に至つては各私人の權利として之を認め、然かも此權利は市民各自に對して、苟も之を得んと欲する者には、何人にも與へらるべきものとし、各人はその欲するだけ多くの土地の使用權を得、之を又貸して其の賃貸料を得小作料收得者とならざる限りは、之を賣買讓渡するも勝手たるべきものとし、要するに自作農的に國家の土地を小作する上に於ては、其の土地使用權は現今の土地私有制の下に於けると多く異なる所なからしめんとする點も亦此の主義の特徴を爲すものと謂はなければならぬ。されば此主義を持する者の主張し希望する所は、現今單純なる土地の所有者即ち所謂地主階級なるものがあつて、自らは其の土地を耕作使用することなく之を他人に賃貸して小作せしめ、其の代償として地代小作料を收得しつゝある其の制度を以て非理なりとし、此を廢除して斯かる眠れる土地の所有者なるものを亡ぼし、土地は天が萬民に與ふるものなれば、萬民をして其使用を爲さしめ、農地に對しては國家の所有制の下に、自作農的なる小作農制を布かんとすることに存するに外ならぬ。

斯るが故に此の主張は、現時の土地私有制度の下に於て純地主階級を無くし、土地に對しては總べて自作農制を實現せしめんとする主張ありとせば、その主張と甚しく異なる所はない。たゞ土地私有制の下に在つて所有者は其の所有地をば賣買讓渡するも賃貸借するも全然自由で、完全な

る處分權を享有する次第だから、たとへ自作農制を布くも、其の所有權を制限して、賃貸借を爲し土地を私的に小作に附することを禁止せざる限りは、聽て又純地主と小作人との區別を生じ土地兼併の事實も表はれ土地に關しても所有權と用益權との分離を見るに至るを避くることが出来ぬ。そこで此の農業社會主義者の主張に於ては、かゝる土地所有の兼併と、處分權用益權の分離との生ずる餘地なからしめ、土地は之を有する者が必ず自ら之を使用收益するものたらしめ、然かも其の使用收益は天下の人々何人でも之を獲むと欲する限り之を獲ることの出来るものたらしめん爲めに、土地の所有權なるものは之を社會公共團體たる國家の手にのみ在るものとし、各私人はただ其の用益權のみ之を享有するを得、如何に其の權利を賣買讓渡することも、結局自己の自ら使用收益し得る以上は之を獲得すべからざるものたらしめんが爲めに、其の賃貸借を禁じ又小作に附するを得ざるものと爲さんとするのである。

要するに自ら占有する所は自ら之を使用せざるべからざるの大原則の下に土地を私人の手に委ねてさへ置けば、たとへ之を私人の手に委ぬることも、現今の如くたゞ之を所有せん爲めに自己の自ら耕作使用し得る以上の土地を貪り取ることはなくなり、土地は眞實之を使用收益する者の手にのみ在つて、然かも之を使用し得る人々の數は現今よりも遙かに多くなり、其の結果として土地の利用も十分に行はれて其の生産收益も遙かに増加し、又各私人の間に於ける土地に對する權

利の現在の不平等をも亡ぼすことが出来るといふのが、此派の人々の希望し主張し又計畫する所である。

して見れば此派の人々の主張する所は社會主義に依る一般的私有制の廢止と、現在の自由なる私有財産制との中間に位するもので、土地に關してのみ、その私的所有制を廢して私的受益制を建てんとするものたるに外ならぬ。即ち前に此派の立場に就いて明かにして置いた所が、右の如く説明することに依つて十分明かとなつて來る次第である。

右に論示する所に依て明瞭なる如く、ワッレース一派の者は土地の國有を主張するに拘らず、資本の私有制と利子の私人所得とは正當のものとして其の存續を主張して居る。即ち土地と他の資本財とを全然區別し、兩者に對して異なる法律組織を造らむとするものである。此點は此派の人々の主張を講究する上に於て最も重要な點であるが、之は果して正當なる理論的根據を有し得るものであらうか。此派の主張に慊焉たらざる者は此點を大いに疑問として居る。

其等の人々は惟ふやう、土地と他の資本財とを根本的に性質の異なるものと見、前者は天の自由なる賜であるのに、後者は人の勞働の結果に成れるものだとする見解は、到底十分なる理論上の根據を有するものとする事が出來難いであらう。兩者の區別は決して本質的の區別ではなく、た

と研究取扱上の便宜的區別たるに過ぎぬ。一が自然物で他が人造物なりといふも所詮便宜上の區別たるに過ぎぬ。或意味に於ては兩者共に天然物たり又或意味に於ては兩者共に人造物たるを否むことが出來ぬ。又一は其の存在量が天然的に限られたるもので、他は人爲的に之を増減し得べきものなりといふも、亦之れ便宜上比較的の意味に於ての區別たるに外ならぬ。土地の存在量(面積)が天然的に限られたる如く、他の物財の生産も自然的限定を有するものたると同時に、或意味に於ては土地が無盡藏なる如く他の物質財も無盡藏である。従て兩者に就いて、其の財としての區別よりして之が所有制に關して全然異なる法制を布かんとすることは、理論上十分なる根據を持ち得ないものと見なければならぬ。

右の如き批評的見地が漸次有力となるに至つたが爲めに、ワッレース一派の人々の見解は其後漸くに實際上の勢力を失ふことゝなつてしまつた。そして終に土地の國有制は一般的なる資本財の國有制と相伴はなければならぬものたることが、主張せらるゝやうになつて來た。

此の主張を明確にしたものは英國のハインドマン H. M. Hyndman である。彼は其著 The Textbook of Democracy, London 1881 に於て、土地の國有制はあらゆる根本的なる改造の標的とせられなければならぬが、然し之は同時に鐵道の國有と、其他の資本の國有とを伴はない限りは勞働者の大衆に對しては何等の效用を齎すものにあらざること道破した。

一八八三年七月にハインドマンに依つて導かれた社會民主黨聯合會の宣言書は、已に其最も重要なプログラムの一として、土地國有制の主張を包含して居る。そして其後に於ける英國の社會民主黨の宣言書は常に土地の所有と資本の所有とは、之を同一に取扱ふべきもので、土地も資本も共に之を國有とすべきものなることを主張して居る。ハインドマンが、一八八四年一月に公にされたる社會民主黨の宣言書 To-Day に於て聲明する所に依ると、土地を國有と爲すことは、それと同時に又はそれよりも一歩先に行はる、機械や交通機關やの國有制實行と相結びて行はるに於ては、英國に於て人々の要求する所を満し、又重大なる危険を豫防するに足るべき實際上の唯一の方法なりとして居る。

爾來英國に於ける土地國有の主張は常に此の資本財一般の國有の主張と相結ばれたる主張として行はれるやうになつた。そして其實際上の運動の効果は、其後とても餘り多く見るに足るべきものがない。<sup>11)</sup>

事情斯の如くなるが故に、狹義の農業社會主義者の主張の眼目、即ち土地をのみ國有に移し其の私有制を廢止せんとするの主張は、ワッレース以後に於ては實際的には餘り勢力を有ち得なかつた次第で、人々は其の主張を以て中途半端と爲し、生産手段の國有制なり其他一般に社會的公有

11) A. Menger, a. a. O. S. 147 ff.

制を主張するほどならば、獨り土地とのみ云はず、土地と其他の資本財とを併せて全部之が私有制の廢止を主張すべきものなりとの見解が、土地のみの國有制の主張に對して、漸次に壓倒的勢力を得るに至つた。即ち若し現在の私有財産制が不合理のものならば、全然私有財産制を廢除すべし、若又生産手段の私有制が不都合のもので、爲めに企業の私的經營と勞働の私的雇傭制と、企業利得の私的分配とが行はるゝこととなり、其間よりして人的支配關係や、分配上の不公平やが生じて、社會生活上に禍害を齎すこととなる次第だから、其の私有制を廢除せなければならぬといふのならば、宜しく生産手段一切を擧げて其の私有制を廢止すべし、其間獨り土地をのみ選り出して其の私有制の廢止を主張すべき理由は薄弱であることせられ、寧ろ一步を進めて、資本財一切の國有制に對する主張に入るべきものと考へらるゝに至つたのである。

斯くて即ち農業社會主義的土地制度改良論は、進むで純然たる社會主義的土地制度改良論となるべきものたるに至つたのである。併しともかくワッテレス等の主張は、主張としては、純然たる社會主義的見地による土地國有論に及ばざること一步といふ地位に於て、土地制度改良論中に、或位置を占めて居るのみならず、農業社會主義といふ言葉は或は此派の主張に對して最もよく該當するものかも知れぬのである。(未完)